

答 申

第1 審査会の結論

山形県教育委員会（以下「実施機関①」という。）及び山形県知事（以下「実施機関②」という。）が行った9件の公文書開示決定及び公文書不存在決定は、それぞれ妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求①について

(1) 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和4年1月10日、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、実施機関①に対し、以下の内容の公文書開示請求を行った。

① 山形工業高等学校、村山産業高等学校、米沢工業高等学校、寒河江工業高等学校及び鶴岡工業高等学校（以下「対象高等学校」という。）について、労働安全衛生法（以下「法」という。）に基づいて令和3年4月1日から令和3年10月31日までに産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件開示請求①」という。）

(2) 実施機関①は、本件開示請求①について、令和4年1月24日、公文書不存在決定（以下「本件処分①」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、本件処分①について、令和4年2月2日、実施機関①に対し審査請求（以下「審査請求①」という。）を行った。

2 審査請求②について

(1) 審査請求人は、令和4年2月6日、同規定により、実施機関①に対し、以下の内容の2件の公文書開示請求を行った。

① 対象高等学校について、法に基づいて令和3年7月1日から令和3年9月30日までに行った衛生委員会における議事概要で教職員に周知した資料（以下「本件開示請求②ーア」という。）

② 対象高等学校について、法に基づいて令和3年10月1日から令和3年

1 2月31日までに行った衛生委員会における議事概要で教職員に周知した資料（以下「本件開示請求② - イ」という。）

- (2) 実施機関①は、本件開示請求② - ア及び② - イについて、令和4年2月21日、それぞれ公文書開示決定（以下「本件処分② - ア」及び「本件処分② - イ」という。）を行い、「米沢工業高等学校については、公文書請求対象期間中において、教職員に周知を行っていないため不存在」と付して、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分② - ア及び② - イについて、令和4年4月9日、実施機関①に対し審査請求（以下「審査請求②」という。）を行った。

3 審査請求③について

- (1) 審査請求人は、令和4年3月12日、同規定により、実施機関②に対し、以下の内容の3件の公文書開示請求を行った。
 - ① 庄内総合支庁について、法及び労働安全衛生規則（以下「規則」という。）に基づいて令和3年4月1日から令和3年6月30日までに産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件開示請求③ - ア」という。）
 - ② 庄内総合支庁について、法及び規則に基づいて令和3年7月1日から令和3年9月30日までに産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件開示請求③ - イ」という。）
 - ③ 庄内総合支庁について、法及び規則に基づいて令和3年10月1日から令和3年12月31日までに産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件開示請求③ - ウ」という。）
- (2) 実施機関②は、本件開示請求③ - ア、③ - イ及び③ - ウについて、令和4年3月22日、それぞれ公文書不存在決定（以下「本件処分③ - ア」、「本件処分③ - イ」及び「本件処分③ - ウ」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分③ - ア、③ - イ及び③ - ウについて、令和4年3月30日、実施機関②に対し審査請求（以下「審査請求③」という。）を行った。

4 審査請求④について

- (1) 審査請求人は、令和4年3月12日、同規定により、実施機関②に対し、以下の内容の3件の公文書開示請求を行った。
 - ① 庄内総合支庁について、法及び規則に基づいて令和3年4月1日から令和3年6月30日までに衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は

結果が分かる資料（以下「本件開示請求④ーア」という。）

② 庄内総合支庁について、法及び規則に基づいて令和3年7月1日から令和3年9月30日までに衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件開示請求④ーイ」という。）

③ 庄内総合支庁について、法及び規則に基づいて令和3年10月1日から令和3年12月31日までに衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件開示請求④ーウ」という。）

(2) 実施機関②は、本件開示請求④ーアについて、令和4年3月22日付け、公文書開示決定（以下「本件処分④ーア」という。）を行い、審査請求人に通知した。

また、本件開示請求④ーイ及び④ーウについて、同日、それぞれ公文書不存在決定（以下「本件処分④ーイ」及び「本件処分④ーウ」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、本件処分④ーア、④ーイ及び④ーウについて、令和4年6月12日、実施機関②に対し審査請求（以下「審査請求④」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

各審査請求の趣旨は、各処分について取り消し、改めて文書を特定したうえで開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している各審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

ア 法第13条第1項では、「事業者は、(中略)医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされており、規則第15条第1項においては、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上(中略)少なくとも二月に一回」とされている。

イ 当該対象期間において、少なくとも2月に1回程度が履行されているならば、対象高等学校で少なくとも3件以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきであることから、文書の特定が不十分である。

(2) 審査請求②について

ア 規則第23条第1項において、衛生委員会は「毎月一回以上開催するようになさなければならない」とされ、また、同条第3項においては、「委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならない」とされている。

イ 米沢工業高等学校は当該請求の対象期間に教職員に対して周知を行っていないとしていることは、不合理であり、文書の特定が不十分である。

(3) 審査請求③について

ア 審査請求①と同様に、庄内総合支庁においても、「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」産業医の作業場等の巡視を要する。

イ 当該対象期間において、少なくとも4件以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきであることから、文書の特定が不十分である。

(4) 審査請求④について

ア 法第12条第1項では、「事業者は、（中略）衛生管理者を選任し、（中略）衛生に係る技術的事項を管理させなければならない」とされており、規則第11条第1項においては、「少なくとも毎週一回作業場等を巡視（中略）しなければならない」とされている。

イ 当該対象期間において、少なくとも毎週一回履行されているならば、少なくとも12件以上の巡視結果に係る資料があつてしかるべきであることから、文書の特定が不十分である。

(5) 以上のことから、各処分は法に違反するものであり、公文書の作成及び記録の観点から不合理であり、各処分を取り消し、さらに文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求めるものである。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、各審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している各処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

ア 対象高等学校においては、常時雇用する労働者数が50人を超えていることから、法に基づき産業医を選任し配置している。

イ 規則において、産業医は「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」

作業場を巡視しなければならないとされているが、対象高校においては、その対象期間に産業医による作業場等の巡視がされていない。

(2) 審査請求②について

ア 対象高等学校においては、常時雇用する労働者数が50人を超えていることから、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）に基づき、衛生委員会を設置している。

イ 規則において、衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に周知しなければならないとされているが、米沢工業高等学校においては、その対象期間に職員への周知はされていない。

(3) 審査請求③について

ア 庄内総合支庁においては、常時雇用する労働者数が50人を超えていることから、法に基づき産業医を選任し配置している。

イ 規則において、産業医は「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」作業場を巡視しなければならないとされているが、庄内総合支庁においては、その対象期間に産業医による作業場等の巡視がされていない。

(4) 審査請求④について

ア 庄内総合支庁においては、常時雇用する労働者数が50人を超えていることから、法に基づき衛生管理者を選任し配置している。

イ 規則において、衛生管理者は「少なくとも毎週一回」作業場を巡視しなければならないとされているが、庄内総合支庁においては、その対象期間に1度巡視を行ったのみである。

(5) 以上のことから、審査請求人が各本件開示請求で求めている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は現に存在せず、各処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 審査の併合について

本件の審査にあたっては、同一の審査請求人からの審査請求で、いずれも不存在に対する審査であることから、各審査請求について、併合して審査を行った。

2 本件対象公文書の保有の有無について

(1) 審査請求①について

ア 産業医については、法第13条第1項及び労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第5条により、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならない

ないとされている。また、産業医の職務としては、規則第15条により、少なくとも毎月1回、一定の条件を満たす場合は少なくとも二月に1回作業場等を巡視しなければならないとされている。

イ 対象高等学校において、その対象期間で、産業医による職場巡視は実施していないとのことであり、これに係る文書は存在しないとする実施機関①の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。

(2) 審査請求②について

ア 衛生委員会については、規則第23条第1項により、毎月1回以上開催しなければならないとされており、同条第3項により、開催の都度、遅滞なく、議事概要を労働者に周知しなければならないとされている。

イ 米沢工業高等学校における衛生委員会の議事要旨は、その対象期間で、職員に周知はされておらず、これに係る文書は存在しないとする実施機関①の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。

(3) 審査請求③について

審査請求①と同様に、庄内総合支庁においても、その対象期間で、産業医による職場巡視は実施していないとのことであり、これに係る文書は存在しないとする実施機関②の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。

(4) 審査請求④について

ア 衛生管理者については、法第12条及び令第4条第1項により、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生管理者を選任し、衛生に係る技術的事項を管理させなければならないとされている。衛生管理者の職務としては、規則第11条第2項により、少なくとも毎週1回作業場等を巡視しなければならないとなっている。

イ 庄内総合支庁において、その対象期間で、衛生管理者による職場巡視は1度のみしか実施されておらず、それ以外に係る文書は存在しないとする実施機関②の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。

(5) 以上のことから、実施機関①及び②における各処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、本件処分の適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月2日	審査請求①について、審査庁から諮問を受けた。
令和4年6月22日	審査請求③について、審査庁から諮問を受けた。
令和4年6月30日	審査請求②について、審査庁から諮問を受けた。
令和4年8月18日	審査請求④について、審査庁から諮問を受けた。
令和4年10月20日 (第70回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年11月30日 (第72回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員